

令和4年度 いじめ問題対策連絡会だより

令和4年9月6日 小田原市教育委員会 教育指導課 発行

令和4年7月7日におだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」にて、小田原市いじめ問題対策連絡会を開催しました。

この連絡会は、学校、地域の関係機関等が、いじめの防止等に関して連携した取組を円滑に進めることを目的として開催しています。教育委員会、児童相談所、警察署、地方法務局、地域団体等の関係機関が参加し、小田原市のいじめの状況についての情報共有やいじめの防止に関する関係機関の取組について協議を行いました。

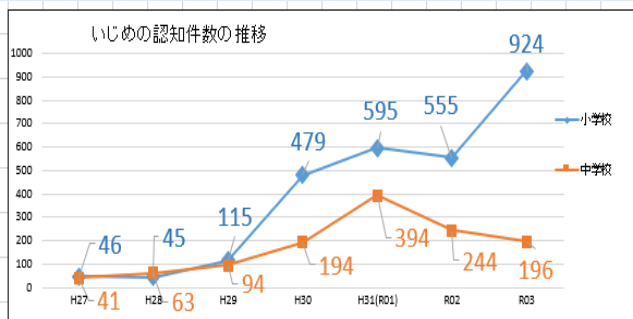
情報共有

小田原市のいじめの状況

いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

被害の子どもが**心身の苦痛を感じている**
行為は全ていじめとして積極的に認知します。行為をした方が、遊びやふざけのつもりでも、された方が苦痛を感じたものは、いじめとして認知します。

小田原市のいじめの認知件数 教育指導課調べ



令和3年度の小田原市のいじめの認知件数は、教育指導課調べで、小学校924件、中学校196件となっています。いじめは積極的に認知し、対応していくことが大切です。多くのいじめを認知しているということは、いじめの芽が小さなうちに把握し、対応していると捉えています。

なお、令和2年度に認知したいじめについては、追跡調査を行い、令和3年7月の時点で小学校97.3%、中学校99.6%が解消されています。

※令和2年度のいじめの状況については、市ホームページで公開しています。



協議

いじめの防止に関する関係機関の取組等

◆◆◆各機関・団体から◆◆◆

<民生委員児童委員協議会>

あいさつ運動や登下校の見守り活動を行い、あいさつをする大人は地域の人ということを知ってもらうようにしている。何かあったら子どもたちが相談できる関係がくれたらよいと思い活動している。

<自治会総連合>

コロナの影響で難しい部分があるが、なるべく地域の行事には子どもたちをたくさんよんで、地域みんなで関わっていくことが大切だと考えている。

<児童相談所>

いじめ相談の件数は多くはないが、子どもや保護者からの相談があれば、話を聞きながら一緒に考えている。電話やラインの相談も行っている。

<人権擁護委員協議会>

各小中学校へ配付したポスターで、電話（子どもの人権110番）、メール、手紙（子どもの人権SOSミニレター）を使った様々な相談方法を周知している。学校以外の相談機関として、相談があった時には丁寧に対応をしている。

<学校>

アンケートや教育相談の活用、日頃の様子の見取りなどから、児童生徒理解に努めており、情報は学校内で共有しチームで対応している。いじめの未然防止や早期発見に関して、家庭や地域、関係機関の方々に支えられていることに感謝している。今後も小田原の子どもたちのために、お力添えをお願いしたい。